

内子町告示第 144 号

下記森林について、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第 4 条第 1 項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 24 日

内子町長 小 野 植 正 久

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間
1	内子町立石 250	397-7	山林	0.10	10 年
2	内子町立石 1426	395-69	山林	0.04	10 年
3	内子町立石 2196	395-368	山林	0.19	10 年
4	内子町立石 2728	391-30	山林	0.43	10 年
5	内子町立石 2814	391-62	山林	0.92	10 年
6	内子町立石 2817	391-64	山林	0.20	10 年
7	内子町立石 2848	391-91	山林	0.53	10 年
8	内子町立石 2849	391-92	山林	0.16	10 年
9	内子町立石 3027	388-25	山林	0.66	10 年
10	内子町立石 3043	388-41	山林	0.11	10 年
11	内子町立石 3677	387-42	山林	0.24	10 年
12	内子町立石 4017	384-40	山林	0.66	10 年
13	内子町寺村 2164-1	398-59	山林	0.51	10 年
14	内子町寺村 2213	398-98	山林	0.03	10 年

2 縦覧場所

内子町農林振興課、内子町ホームページ

3 本公告により、内子町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。